	ときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。2.前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとする.	石川県立門前高等学校	石川県立富来高等学校	連携型高等学校名	いう。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。う。)においては、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」(連携型中高一貫教育のための教育課程)
		門前町立門前中学校	志賀町立富来中学校	連携型中学校名	いう。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。う。)においては、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」と六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」とい連携型中高一貫教育のための教育課程) 改 定 案
	ときには、あらかじめ連携型中学校2(前項の場合において、連携型高等3)	石川県立門前高等学校	石川県立富来高等学校	連携型高等学校名	いう。)における教育との一貫性に配場第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等党(連携型中高一貫教育のための教育課程)現
	かじめ連携型中学校と協議するものとする。おいて、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとする	門前町立門前中学校	富来町立富来中学校	連携型中学校名	でのでは、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」とは、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型高等学校」とい教育のための教育課程) 行